

議案第121号

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年12月18日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日の規定について所要の整備を行うことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第20条第1項中「町長が規則で定める日」とあるのは「第8条第1項の規定による報酬の支給日」と、同条第4項」を「第20条第4項」に、「給料の月額」を「給料」に、「それぞれ読み替えるものとする」を「読み替えるものとする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例<u>第20条第4項</u>中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例<u>第20条第1項</u>中「町長が規則で定める日」とあるのは「<u>第8条第1項の規定による報酬の支給日</u>」と、<u>同条第4項</u>中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」と<u>それぞれ読み替えるものとする</u>。</p> <p>2・3 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日について、本条例に規定された支給日と実際に支給する支給日に齟齬があるため、改正を実施するものです。

2 改正の概要

パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日については、大口町職員の給与に関する条例第20条第1項を準用し、「町長が規則で定める日」とあるため、大口町パートタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則第12条の2に下記のとおり期末手当の支給日に関する規定を追加します。

(期末手当の支給日)

第12条の2 条例第15条の規定により準用する給与条例第20条第1項の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月21日

3 施行期日

公布の日から施行します。